

予算の組み方にしても、こうしたことを見過ごすと大きな問題になり得るんですよということで先ほどの例を取り上げたわけですし、また戦略、観光計画といっても、あやめ公園だけの計画ではなくて全体の計画立てるわけですので、こういったこのあやめ公園のきょうのことを参考に、またきっかけにしてほしいなという意味で行ったわけですので、ぜひ予算、もちろん税收とかと全く違うというのはもちろん私わかってやっておりますので、こうしたことを踏まえて20年度に生かしていただきたい。また観光戦略については近県に力を入れると、ターゲットを絞るといえることがあるようですから、非常にターゲットを絞るといえるのはいいことかなと思います。ただ、ターゲット絞った場合にはそれに見合ったPR、ターゲットと違うところにPRに力を入れてしまうと何も合わないわけですので、ターゲットはどこなんだと、例えば宮城なんだ、近県なんだ、そしたら近県にPRを強化する、または女性なのだ、個人客なのだ、そういうときにはそこに見合ったお金を使うということで、ターゲットに見合ったお金の使い方をしていただきたいなと願うところでございます。

それでは、ちょっと早いようではございますけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○安部 隆委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

## 平成19年度長井市各会計補正予算案についての質疑

○安部 隆委員長 これより各会計補正予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにペー

ジ数をお示しの上、お願いいたします。

まず、議案第70号 平成19年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、ご質問ございませんか。

9番、渋谷佐輔委員。

○9番 渋谷佐輔委員 福祉事務所長ですかね、8ページ、障害児通学支援事業委託料、この事業については趣旨も理解できます。ただ、委託先の選定方法についてお伺いしたいと思います。

○安部 隆委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えします。

122万4,000円、障害児通学支援事業ということでございますが、これの積算につきましては、タクシー会社さんのジャンボタクシーの料金を参考に積算させていただいております。委託する業者さんでございますけれども、長井市内には3社ほどタクシー会社がございます。それぞれ実績のある会社でございます。どこにお願いしても十分な対応はしていただけるものと思いますので、指名競争入札の方法により選定していきたいというふうに考えております。

○安部 隆委員長 ほかにご質問ございませんか。12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 市民課長にお尋ねをいたします。

5ページと8ページについて、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金並びに後期高齢者医療制度システム構築委託料についてお尋ねをいたします。来年4月からお年寄りの医療制度が大きく変わろうとしております。75歳以上を対象にした新しい医療保険、後期高齢者医療制度が発足しようとしているわけでありまして。このたび提案された補正予算、一般会計補正予算第4号と国民健康保険特別会計補正予算第2号、それに介護保険特別会計補正予算第1号のそれぞれに予算が計上されておるわけでありまして。市民課長にお尋ねいたしますが、来年4月からお年寄りの医療制度が大きく変わろうとしてい

るわけでありまして、75歳以上を対象とした新しい医療保険制度、後期高齢者医療制度が発足すると、この新しい制度は高齢者を75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者に分けて、後期高齢者だけを切り離した医療保険制度にするものであるわけでありまして。市民課長にお尋ねいたします。現在すべての国民が年齢に関係なく国民健康保険や組合健康保険あるいは政府管掌健康保険などに加入しております。しかし来年4月からは、75歳以上の人は全員、今、加入している国保や健保から脱退させられて後期高齢者医療制度に加入しなければならないというふうなことのようでありまして、これに間違いありませんか。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

委員からお話ありましたように、平成20年4月2日以降、75歳に到達した方、誕生日からになります。新しく後期高齢者医療保険の方に加入となります。現在国保加入者、75歳以上については老人保健事業の方で対応していたわけですが、その老人保健事業はいわゆる若人、一般の保険者の支援金をもとに事業運営していたこともありまして、特に高額医療を要する老人の高齢者の方の負担する割合が明確でなかったということで、大変不公平なこともあって、後期高齢者医療制度を制度化したというふうに認識しております。以上です。

○安部 隆委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 また、この制度の特徴は75歳以上のすべての人が保険料を支払わなければならないということだと思っております。現在は年収180万円以下で子供などの扶養家族となっている高齢者は保険料を支払う必要がないというふうになっております。しかし、このたびの新しい制度では、この人たちも保険料負担が課されるようになるということになるわけでありまして。保険料を世帯単位で徴収する現在の仕

組みから高齢者個人から保険料を徴収する仕組みに変わるわけでありまして。

市民課長にお聞きいたしますが、この新たに保険料を負担しなければならないお年寄りが、長井市ではおおよそこの対象者はどのぐらいの人数に上ると試算しておられるのか、お聞きをいたします。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

現在把握しているおおよその人数でございますが、対象者は4,800人というふうに今のところ押さえております。以上です。

○安部 隆委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 高齢者の医療保険料の支払い方法も来年4月から大きく変わるわけでありまして。65歳以上の人は年金から天引きされるというふうになるわけでございます。保険料が年金天引きとなるのは65歳以上で国民健康保険に加入している人と75歳以上の人のうち年金額が月額1万5,000円以上の人と聞いております。厚生労働省は保険料の天引きについて、保険料を確実に徴収するためというふうに説明しておりますが、65歳から74歳の国保加入世帯のうち約6割が年金天引きの対象となり、75歳以上の人は約8割が年金から保険料を天引きされることになるというふうに言われております。

市民課長にお尋ねいたしますが、長井市の実態はこの場合どのようになるのか、また天引きされている介護保険料と合わせると平均で毎月どのぐらいの保険料になるのか、お聞きをいたします。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

まだ保険税の額については定まっておりませんが、おおよそ月6,000円くらいというふうに今試算しているところであります。その中身は、均等割と所得割がございます。特に低所得の方につきましては、2割から7割軽減がございま

す。その均等割の、6,000円でしますと3,000円  
ありますが、最高で7割軽減というふうな制  
度もございますので、低所得の高齢者につ  
いては軽減が図れるかと思えます。

それから、年金からの特別徴収でございま  
すが、介護保険料を差し引き、残りの金額が18万  
円に満たない場合は特別徴収はいたさないとい  
うふうなことでございまして、直接徴収  
というふうになります。合わせるとどのくらい  
になるかと申し上げますが、75歳以上の方につ  
きましては介護保険料を徴収しませんので、先  
ほどの両方合算して幾らになるかというのは当  
てはまらないというふうに認識しております。  
以上です。

○安部 隆委員長 12番、藤原民夫委員。

藤原委員に申し上げますけども、質疑は3回  
までとなっておりますので、質問内容をまとめて  
ひとつよろしくお聞かせたいというふうに思  
います。

○12番 藤原民夫委員 3回までだっけか。こ  
の3回というのは別でないか、細部3回までで  
すか。

○安部 隆委員長 質疑は3回です。だから、内  
容をまとめてやっていただきたいというふう  
にお願いします。

○12番 藤原民夫委員 はい、それではこれで  
終わりますが、もう1回。後期高齢者医療制  
度で重大なのは、私が心配するのは、保険料が払  
えない高齢者から保険証を取り上げる仕組みに  
なっているということでありまして。現在は国保  
税を滞納しても75歳以上の人からは保険証を取  
り上げてはならないわけでありまして。国民健康  
保険法で定められているからであります。ところ  
が、昨年の改定で高齢者がこの対象から外さ  
れたために保険証の取り上げが可能となったわ  
けであります。

市長にお聞きいたしますが、既に国保では生  
活苦で国保税が払えず資格証明書となった人が

病院に行けずに重症化したり手おくれになっ  
たという話も聞くわけでありまして、国保証の取  
り上げの対象を75歳まで広げるとは貧困で苦  
しむお年寄りから医療までも奪うことになるの  
ではないかというふうに心配するわけでありま  
すが、その辺についてお聞きをいたしたいと思  
います。市長にお聞きをいたします。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

国民健康保険と同様に、保険料の未納者に対  
し短期被保険者証、後期高齢者医療資格証明書  
を発行する予定であります。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 国保税の資格証明書発行と  
同様に、発行に当たっては慎重に当たってい  
きたいというふうに考えておりますので、滞納し  
たからすぐにそういった証明書を発行するとい  
うようなことではございませんので、ご理解を  
お願いしたいと思います。

○安部 隆委員長 ほかにご質疑ございませんか。 +  
10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 同じくこの後期高齢者  
医療の関係についてお伺いしますが、先ほど県  
民のあゆみのところで申し上げた、この11月に  
決める保険料率の関係で、市民課長にこの資料  
をいただきました。この2にある医療費の地域  
格差の特例は実施しないということで、すべて  
の市町村で20%以内の乖離におさまっている  
というふうになっておりますけれども、これ最大  
の格差というか差があるのはどのくらいあるん  
ですか、市民課長。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 今のところ、資料がござ  
いませぬので、後ほどお示ししたいと思います  
が、よろしくお聞かせください。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 平成17年度実績と書  
いてますけど、これないんですか。やっぱり後ほ

どですか。わかりました。

それと、もう一つですが、先ほど、企画調整課長にお伺いしますけど、単価のところお聞きしなかったんですが、済みません。何工数があって、しかし単価を掛けるのだというお話がありましたけど、単価というのは幾らなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

もう一つ、市民課長には、県内の主だったところの総事業費というのはどれくらいなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○安部 隆委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 恐れ入ります。後ほど単価については資料を提出させていただきたいと思います。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 他のシステム改修費に係る経費というようなことでよろしいでしょうか。すべての資料はございませんが、川西でありますと5,600万円、先ほど南陽市、お話しいたしました、2,600万円と、その程度の単価についてはわかりますが、ほかは承知しておりません。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 いずれこれ明らかになると思うんですけども、明らかになった段階で資料をいただけますか。

○安部 隆委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 各自治体とも契約を行うことと思いますので、その契約相手についてまとめてお示ししたいと思います。以上です。

○安部 隆委員長 ほかにご質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆委員長 ほかに質疑もないようですので、次に、議案第71号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆委員長 質疑もないので、質疑を終結

し、次に、議案第72号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆委員長 質疑もないので、質疑を終結し、次に、議案第73号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆委員長 質疑もないようですので、質疑を終結し、次に、議案第74号 平成19年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

## 平成19年度長井市各会計補正予算案の表決

○安部 隆委員長 これより各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議においてご発言をいただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。まず、議案第70号 平成19年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

○安部 隆委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件について

採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○安部 隆委員長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○安部 隆委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○安部 隆委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 平成19年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○安部 隆委員長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

閉 会

○安部 隆委員長 以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後にお諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安部 隆委員長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る21日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時53分 閉会

会議録署名

委員長 安部 隆

+